

「嘱託職員（会計年度任用）」募集要項

1. 業務内容・職種・採用予定人数

- A. 「司書」公共図書館もしくは、小中学校図書館での管理運営業務、嘱託 1 種職、1 名
※ 公共図書館か学校図書館かの配属先は、令和 9 年 2 月に決定します
- B. 「舞台技術」公共文化ホールでの管理運営業務、嘱託 3 種職、1 名

2. 具体的な内容

- A. 駒ヶ根市立図書館（公共図書館）か市内小中学校図書館で、司書として管理運営業務に携わる。
- B. 駒ヶ根市文化会館技術係（舞台スタッフ）として、文化ホールで開催される各種舞台公演に
大道具・照明・音響等の部署により、その進行や運営に携わる。（未経験者可能）
公演日以外は一般事務も多少あり。

3. 任用内容

（1）応募条件

心身ともに健康で、地域の教育文化芸術活動の振興に意欲を持って取り組める方

- ・日本国籍を有していること
- ・公益法人法の欠格条項に該当していないこと（以下はその内容です）
 - ① 禁錮以上の刑が確定した人（執行猶予含む）
 - ② 禁錮以上の刑の執行後 5 年を経過しない人
 - ③ 暴力団員・暴力団関係者または、暴力団関係でなくなってから 5 年を経過しない人
 - ④ 日本国憲法または、政府を暴力で破壊することを主張する政党や団体等に属している人

（2）期間

A・B とも会計年度任用のため単年度ごとの契約です。

数年の勤務成績に応じ、試験を経て一般（正規）職員へ任用する場合があります。（過去 5 年間で 3 名登用の実績があります）

（3）必要資格など

共通：「必須」普通自動車運転免許、パソコン（ワード・エクセル・パワーポイント）の基本的な操作

A. 図書館司書 ※ 司書補・司書教諭資格の場合はご相談ください

B. 必須資格はありません。未経験者でも全く構いませんが、イベント開催等においてのスタッフ経験や、危険物取扱者・電気工事士・ビルメンテ関係の資格をお持ちの方は考慮しますので、履歴書に記載してください。

（4）住所要件

基本的にありません（当財団は駒ヶ根市が設立した団体であるため、採用後は駒ヶ根市内に居住してもらえることを希望します）

（5）勤務場所

- A. 駒ヶ根市立図書館（駒ヶ根市上穂栄町 23-1）もしくは、市内の各小中学校（全 7 校）
- B. 駒ヶ根市文化会館（住所同上）

(6) 雇用条件

・勤務時間

A. 基本的に1日7時間45分、週38時間45分

- ・市立図書館 基本①Am8:30～Pm5:15 ②Am9:45～Pm6:30の2種類
- ・学校図書館 各校の基準勤務時間

B. 基本的に1日7時間30分、週37時間30分。通常はAm8:30～Pm5までですが、公演対応により夜までとなる場合があります。

共通

- ・月単位の変形労働時間制（学校司書除く）
（月の総労働時間数は同じだが、催事開催による時間の多い週と少ない週の発生がある場合あり）
- ・ABとも深夜（22時以降）や早朝勤務はありません。

・休日 ABとも毎週月曜日（休館日：公休）と週に1日の指定日（個人の休み：週休）、祝日（当日とは限らない）、年末年始ほか。
学校は基本的にカレンダー通り。

・休暇 有給休暇、特別休暇（夏休み・ボランティア・結婚等）、療養休暇、育児介護休業等その他の規定は、地方公務員（駒ヶ根市職員）に準じます。

(7) 報酬 ABとも行政職俸給表（Ⅱ）による当財団の規定額
期末勤勉手当2回（ボーナス：8月・12月）、通勤手当ほか、昇給年1回

(8) 保険 社会保険、厚生年金、雇用保険、労災保険

4. 提出書類

- (1) 履歴書 市販のもので可、書式は自由（顔写真貼付）：本人が自筆してください
- (2) 職務経歴書 市販のもので可、書式は自由（社会人経験者）
- (3) 資格証明書 業務に関係がある資格のみ（写しで可、必要か不明時はお問合せください）

※ 提出書類は返却いたしません。書類は当試験でのみ使用し、責任を持って管理します。

5. 提出方法 文化財団事務局へ郵送か直接持参してください（住所下記、月曜日休館）

締切り 令和8年11月1日（日）

6. 試験関係

(1) 採用試験

日程 申込みがあり次第日時調整を行います

会場 駒ヶ根市文化会館会議室

方法 作文試験、面接試験

(2) 合否通知 試験終了後、10日程度のうちに全ての受験者へ通知いたします。

7. 書類提出先、問合せ先

公益財団法人駒ヶ根市文化財団 事務局（駒ヶ根総合文化センター内）

〒399-4115 駒ヶ根市上穂栄町（こまがねし うわぶ さかえまち）23-1

電話 0265-83-1130（総合文化セ代表）、FAX 83-0826、メール komabun@cek.ne.jp

8. 団体の紹介

駒ヶ根市文化財団は、駒ヶ根市が設立した公益法人で、駒ヶ根市内の複数の公共施設や教育文化施設の管理運営業務を指定管理者として担い、各館で次のような活動を展開しています。

1. 地域住民の文化芸術の振興や教育文化活動の向上に資する各種催事の開催（文化会館）
2. 生涯学習の進展に向けて資料の収集や貸出し、講習会等の開催（図書館）
3. 郷土の歴史・民俗・自然・人物等に関する資料保存・調査・展示（博物館・かつば館）
4. 文化芸術の振興に関する顕彰・助成

職員の身分は地方公務員ではありませんが、各種規程や給与条件等は、公務員に準じています。

- ・管理運営施設：公共施設 7 館、小中学校図書館 7 館、都市公園 1
- ・役職員：役員 14 名（理事 11 名、監事 2 名、参与 1 名）、評議員 11 名、職員 36 名

(R8.8 現在)

— 当財団の管理運営施設（施設名：略称） —

文化会館、図書館（本館 1、分館 2、小中学校図書館 7）、博物館、おもしろかつば館（展示資料館）、すずらん公園、地域交流センターホール（赤穂公民館講堂）の 7 館・7 校・1 公園です。

このうち、文化会館・図書館（本館）・博物館の主要な 3 館が一体となっている施設の総称を「駒ヶ根総合文化センター」と言い、財団全体を取りまとめる事務局もこの中にあります。